

付 議 第 4 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和元年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の案件について意見を述べること。



元高政企第 144 号
令和元年 9 月 2 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 3 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高知県条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年
厚生労働省令第15号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する
省令（令和元年厚生労働省令第32号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正され、児童福祉施設のうち保育所の設備の基準について、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては耐火建築物であること等の現行の基準を維持することとされたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第32号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新	旧	対
新	旧	照
		表
		旧

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（趣旨）
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）
第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）
第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令（第6条を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第32号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（趣旨）
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）
第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）
第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令（第6条を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第15号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 31 年 3 月 22 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第 1 項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 45 条第 1 項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令(第 6 条を除く。)で定める基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 15 号)による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。))をいう。)の例による。

(非常災害対策)

第 4 条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成 20 年高知県条例第 4 号)第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月 1 回以上)行わなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、助産施設並びに医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第 5 条 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この条において「県内農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第 6 条 児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長その他児童福祉施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(次項において「児童福祉施設の設置者等」

という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

- 2 児童福祉施設の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 児童福祉施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。